

一般財団法人福岡県建築住宅センター

B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センターBELS評価業務規程（以下「業務規程」という。）第12条に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、BELS評価（以下「評価」という。）業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(評価料金の額)

第2条 評価料金の額は、評価一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(評価料金の収納方法)

第3条 申請者は、評価料金をセンターの指定するコンビニ決済又はセンターの指定する銀行口座への振込により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 申請者は、第1項による納入のほか、センターと協議のうえ、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

(評価料金の減額及び増額)

第4条 センターは、効率的に評価業務を行うことができる等の合理的理由がある場合においては、前条に定める評価料金を減額することができるものとする。

- 2 センターは、評価業務に要する時間が想定している時間を超えることが明らかな理由がある場合においては、第1項に定める評価料金によらず、事前に申請者に対して見積額を提示したうえで別途評価料金を定めることができるものとする。

(附則)

- この規程は、平成28年7月19日より施行する。
- この規程は、平成29年5月1日より施行する。
- この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- この規程は、令和4年10月1日より施行する。
- この規程は、令和5年5月1日より施行する。
- この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1 BELS評価料金 (特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

(単位:円)

	申請種別	料金
一戸建ての住宅	単独申請	38,500
	併願申請	11,000
共同住宅等	単独申請	22,000+16,500×評価対象戸数
	併願申請	5,500+5,500×評価対象戸数

※計画変更の場合の料金は上記審査料金の2分の1の額とする。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円とする。

※評価書を再交付申請する場合の手数料は2,200円×戸数とする。

※併願審査対象業務はセンターで行う省エネ適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査とする。

※併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。

- ①申請時に併願申請対象業務の申請である旨が申告されていること。
- ②併願対象申請業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。
- ③本業務の申請内容が、併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容(本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容(太陽光発電設備の設置の有無については除く。)で再計算したものを含む。)であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。
- ④併願対象申請業務と同一の窓口申請すること。

※共用部の審査を行う場合は352,000円を加算する

※評価書の交付は電子交付を原則とし、書面で発行し郵送を希望する場合は2,200円を加算する。

※BELSプレート等の発注については2,200円+実費相当額とする